

資料-53 災害等における消防用水等の供給支援協力に関する協定書

災害等における消防用水等の供給支援協力に関する協定書

たつの市（以下「甲」という。）と大阪広域生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、たつの市及びその周辺で大規模な災害が発生した場合において、災害時における支援の一環として、甲が乙に対し、消火等のために水が緊急に必要な場合に協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害が発生し、緊急に応急措置をとる必要が生じたときは、乙に対し、消火用水の供給、飲料水以外の生活用水の確保、その他必要な業務（以下「要請業務」という。）の協力を支援協力要請書（様式第1号）にて要請することができる。ただし、甲は、書面による要請を行う時間的余裕がないときは、当該要請を口頭により行うことができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、直ちに甲の指示による応急処置を行うものとする。

（業務報告等）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して要請業務を開始した日時、場所、業務内容等を要請業務報告書（様式第2号）で報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が要請業務に必要なとする費用は、甲が負担する。

2 経費の算出に当たっては、災害発生直前における適正価格をもとに、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲及び乙で協議の上、その処理及び解決に当たるものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けたその構成員が、指定された場所への水の輸送時に、通行が危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理課長、乙においては大阪広域生コンクリート協同組合専務理事とする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における甲への円滑な協力を図るため、他の都道府県協同組合との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を毎年4月及び変更があった場合に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙で協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は変更の申出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和1年12月5日

甲 たつの市
たつの市長 山本 実

乙 大阪広域生コンクリート協同組合
理事長 木村 貴洋

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

大阪広域生コンクリート協同組合
理事長 様

（要請者）
たつの市長

支援協力要請書

災害時における消防用水等の供給支援協力に関する協定書第2条の規定により、
次のとおり要請いたします。

要請業務の内容	
日時	
場所	
現場責任者	
その他必由な事項	

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

たつの市長 様

大阪広域生コンクリート協同組合
理事長

要請業務報告書

災害時における消防用水等の供給支援協力に関する協定書第3条の規定により、
次のとおり報告いたします。

要請業務に従事した 組合員事業者	(名 称) (代表者) (住 所) (連絡先)
要請業務の内容	
要請業務に従事した 期間	(開始日時) (完了日時)
場所	
業務に要した費用	
その他特記事項	